## 建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定

小樽市告示 第 1 0 号 令和 3 年 1 月 7 日

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第7条の3第1項第2号及び同条第6項の規定に基づき、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、令和3年4月1日(以下「実施日」という。)から実施する。

小樽市長 迫 俊哉

- 中間検査を行う区域 小樽市内全域
- 2 中間検査を行う建築物

一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の地階を除く階数が3以上のもので、当該部分を共同住宅又はこれとその他の用途を併用するもの。ただし、法第68条の20第2項に規定する建築物である認証型式部材等でその新築の工事が国土交通省令で定めるところにより建築士である工事監理者によって設計図書のとおり実施されたことが確認されたもの及び法第85条第5項又は第6項の適用を受ける建築物を除く。

3 中間検査を行う建築物の構造並びに特定工程及び特定工程後の工程 次の表のとおりとする。

中間検査を行う 建築物の構造	特定工程	特定工程後の工程
(1) 主要な構造が	構造耐力上主要な軸組の工事	構造耐力上主要な軸組(枠組壁工法に
木造	(枠組壁工法にあっては、耐力	あっては、耐力壁)を覆う内装工事又
	壁の工事)	は外装工事(屋根ふき工事を除く。)
(2) 主要な構造が	鉄骨造の部分において、初めて	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐
鉄骨造	施工する階の建方工事	火被覆を設ける工事、壁の内装工事又
		は外装工事 (屋根ふき工事を除く。)

## 備考

- (1) この表において「主要な構造」とは、一の構造の場合はその構造を、二以上の構造を併用している場合はそれぞれの構造部分の床面積の合計のうちその床面積の合計が最大なもの(最大のものが二以上となる場合は、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造)をいう。
- (2) 建築物の工区を分ける場合は、初めて特定工程に係る工事を行った工区の工事に係るものに限る。

## 4 適用

この告示の規定は、実施日以後に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物、法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第18条第2項の規定により計画を通知する建築物について適用する。ただし、実施日前に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出した建築物、法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物又は法第18条第2項の規定により計画を通知した建築物で、実施日以後に当該建築物の計画を変更するものを除く。